

原子力事業者防災業務計画における 関係機関との連携について

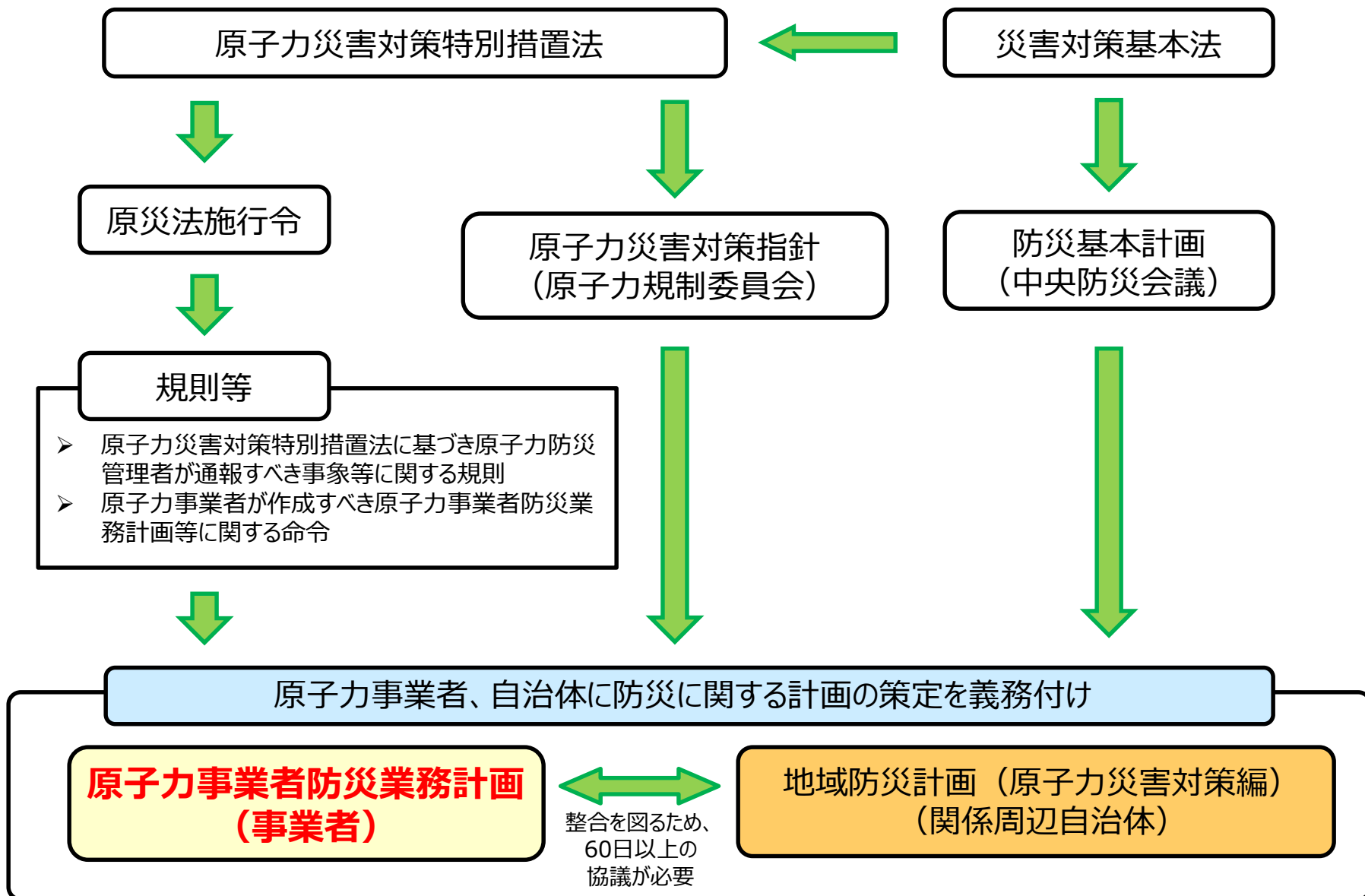
2022年9月

電気事業連合会
原子力エネルギー協議会

1. 原子力事業者防災業務計画の概要

- ✓ 原子力事業者は、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第7条第1項の規定に基づき、原子力発電所毎に「原子力事業者防災業務計画」（以下「防災業務計画」という。）を定め、内閣総理大臣及び原子力規制委員会へ届出ており、また各自治体へ提出している。
- ✓ 防災業務計画には、原子力災害の発生及び拡大を防止し、並びに原子力災害の復旧を図るために必要な業務等について記載。
- ✓ 防災業務計画は、原災法第7条第1項に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正する必要がある。
- ✓ 原災法第7条第1項において、防災業務計画は地域防災計画等に抵触するものであってはならないと定められており、同条第2項の自治体との協議によって、これを担保している。
- ✓ 原災法第7条第2項において、防災業務計画を修正しようとする場合、原子力事業者は所在都道府県知事、所在市町村長、関係周辺都道府県知事に協議しなければならないとされている。また、所在都道府県知事及び関係周辺都道府県知事は、関係周辺市町村長の意見を聴くこととなっている。

2. 原子力災害対策関連の法体系



3. 原子力防災業務計画の主な内容（1/2）

- ✓ 防災業務計画は、第1章から第5章※で構成されており、以下の内容が記載されている。

※ 項目を細分化し6章構成としている事業者もあり

項目	主な記載内容
第1章 総則	✓ 防災業務計画の目的、定義、基本構想、運用、修正方法等
第2章 原子力災害予防対策の実施	✓ 原子力災害に備える体制、原子力防災資機材の整備、原子力緊急事態支援組織との連携、原子力防災教育および訓練の実施等
第3章 緊急事態応急対策の実施等	✓ 警戒体制および原子力防災体制の発令、施設の立上げ、通報、情報の収集と報告、応急措置の実施、関係機関への要員派遣および資機材の貸与等
第4章 原子力災害事後対策の実施	✓ 原子力災害事後対策の計画の策定、復旧対策の実施、関係機関への要員派遣および資機材の貸与等
第5章 その他	✓ 他の原子力事業所で原子力災害が発生した場合の要員派遣および資機材提供等

- ✓ このうち「**関係機関との連携**」については、平常時における国、地方公共団体等との連携について「第2章 原子力災害予防対策の実施」に記載。

3. 原子力防災業務計画の主な内容 (2/2)

- ✓ 「第2章 原子力災害予防対策の実施」に記載している関係機関として、「**国**」、「**地方公共団体**」、「**防災関係機関**」及び「**原子力緊急事態支援組織**」との連携について以下の通り記載。

関係機関	連携内容
国の機関 (原子力規制委員会、その他関係省庁)	<ul style="list-style-type: none">✓ 平常時からの原子力防災情報の収集、提供等相互連携✓ 原災法第31条に基づく業務の報告、第32条に基づく立ち入検査の実施 等
地方公共団体 (所在都道府県、所在市町村、関係周辺都道府県および関係周辺市町村 等)	<ul style="list-style-type: none">✓ 平常時からの原子力防災情報の収集、提供等相互連携✓ 原災法第31条に基づく業務の報告、第32条に基づく立ち入検査の実施 等
防災関係機関 (消防本部、警察署、海上保安部、その他関係機関 等)	<ul style="list-style-type: none">✓ 平常時からの原子力防災情報の収集、提供等相互連携
原子力緊急事態支援組織 (美浜原子力緊急事態支援センター)	<ul style="list-style-type: none">✓ 支援組織の支援を要請すべき事態が発生した場合に備え、平常時から連携を図る✓ 支援組織が保有する資機材等の管理運営に見直しの必要が発生した場合の協議✓ 遠隔操作資機材の操作を行うための要員の育成

- ✓ 原子力災害時における発電所の要員に対する医療体制の充実を図るため、「**原子力安全研究協会**」の協力を得て医療活動を実施することを反映※。

※ 反映済み : 中部、関西、九州、原電
今年度中に反映予定 : 北海道、東北、東京H D、北陸、中国、四国



主な修正内容

- 第2章「原子力災害予防対策の実施」に記載する**関係機関として「原子力安全研究協会」を追加**。平常時から情報の収集・提供等、相互連携を図る旨を追記。
- 第3章「緊急事態応急対策の実施等」に記載する応急措置のうち、原子力災害医療の医療活動について『**原子力安全研究協会の協力を得て医師派遣等の体制を構築し、発電所内で発生した負傷者等に対する医療活動を実施する**』旨を追記。